

規制除外車両の事前届出に関する手続について

【制度】

○ 大規模災害等発生時の交通規制

公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止又は制限（緊急交通路の指定）を行います。

○ 緊急通行車両確認証明書等の交付

道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両は、知事又は公安委員会の緊急通行車両等としての確認により「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができません。

また、大規模災害発生後に速やかに緊急交通路の通行を認めることができる通行規制の対象から除外される車両（規制除外車両）についても同様に、規制除外車両としての確認を受け、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができません。

○ 事前届出について

緊急通行車両又は規制除外車両に該当し所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができます。

事前届出を行い、あらかじめ審査を受けておくことにより、災害等発生時の混乱した状況でも「標章」の交付までの所要時間が短縮できる制度です。

○ 規制除外車両の事前届出の対象となる車両

規制除外車両とは、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時等に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めることになる車両のことです

規制除外車両の事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両とならないもののうち、使用の本拠の位置が大阪府内にある次のいずれかに該当するものとなります。

- ・ 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。以下同じ。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

【申請方法】

- 1 事前届出を行うことができる者は、届出の対象となる規制除外車両に係る業務の実施について責任を有する方（代行者を含む。）です。
- 2 事前届出先は、事前届出の対象となる車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に届出してください。
- 3 事前届出の際に必要な書類は以下のとおりです。
 - ・ 規制除外車両事前届出書（別記様式第5号）2通
 - ・ 自動車検査証の写し1通
 - ・ 次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれに定める書類の写し1通（写真の場合は、原本1通）

【医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両】

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

【医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両】

使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

【患者等搬送用車両】

車両の写真（自動車登録番号標又は車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

【建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両】

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの並びに重機輸送用車両については、建設用重機を積載した状況のもの）

- 4 警察庁ホームページを通じて、届出先警察署等へオンラインによる届出が可能です。オンラインによる届出後は、許可証の交付のため、届出先警察署等へ来署していただく必要があります。

詳しくは、届出先警察署の交通課までお問い合わせください。

- 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、警察署の交通課窓口での申請の場合は、届出済証の交付を郵送で行うことができます。

交付の郵送を希望される方は、届出先警察署等の交通課窓口へ届出書を提出される際、必要事項（郵便番号やお届け先住所等）を記載したレターパックプラス（郵便局やコンビニにて購入可能）をご持参ください。

※注意事項※

審査等に日数を要する場合がありますので、早めの相談、届出をお願いします。

届出書の様式を掲出してありますが、警察署の交通課窓口へ届出書を用意していますので、ご希望の方は窓口にお申し出ください。

お問い合わせ、事前相談は届出先警察署の交通課窓口までお申し出ください。